**○国土交通省告示第千二百一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1167 | 時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）東区柳橋２丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法 | １－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 三菱地所レジデンス株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目６番１号 | 平成24年10月17日 |
| 1168 | 時刻歴応答解析方法を用いて検証する「三河島駅前南地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法 | １－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 三河島駅前南地区市街地再開発組合 | 東京都荒川区東日暮里三丁目三十三番一号 | 平成24年10月17日 |

**○国土交通省告示第千二百二号**

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　一級水先人

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第一九三一号 | 岩下　茂 | 宮城県 | 平成二十四年十月十九日 | 留萌水先区 |

二　三級水先人

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第三〇〇〇三六号 | 大谷　雅人 | 栃木県 | 平成二十四年十月十九日 | 東京湾水先区 |
| 第三〇〇〇三七号 | 川部　勇 | 岐阜県 | 平成二十四年十月十九日 | 東京湾水先区 |
| 第三〇〇〇三八号 | 住沢　裕介 | 千葉県 | 平成二十四年十月十九日 | 東京湾水先区 |
| 第三〇〇〇三九号 | **藤澤　邦臣** | 広島県 | 平成二十四年十月十九日 | 大阪湾水先区 |

**○関東地方整備局告示第三百八十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一般国道二百九十八号 | 市川市高谷二〇二三番一一七から同市高谷二〇一七番三〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年十一月一日

**○中部地方整備局告示第百九十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 袋井市泉町二丁目一〇番一三から同市堀越字才別当四二〇番一まで | 前 | 一〇・〇〇～六〇・〇〇メートル | 二〇・〇〇～六八〇キロメートル |
| | 後 | 一〇・〇〇～八一・〇〇メートル | 二〇・一〇三キロメートル |
| 磐田市玉越字祖父田二二七番一から同市玉越字宮ノ前三七六番一まで | 前 | 五〇・〇〇～九五・〇〇メートル | 〇・一〇三キロメートル |
| | 後 | | |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

**○中部地方整備局告示第百九十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日　中部地方整備局長　梅山　和成

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 袋井市泉町二丁目八番九から磐田市玉越字池ノ尻五二六番一まで | 中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年十一月一日

**○近畿地方整備局告示第二百十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 京都市西京区大原野北春日町八六八番四地先から同市西京区大原野南春日町一一七六番まで | 前 | 三三・四〇～四〇・〇〇メートル | 一七七・二〇キロメートル |
| | 後 | 一八〇・二〇～二一・三〇メートル | 〇・九九六キロメートル |
| 京都市西京区大原野南春日町九四〇番一から同市西京区大原野灰方町九二四番一まで | 前 | 二一・三〇～二二・三〇メートル | 七九・六〇～八〇・一〇メートル |
| | 後 | | 〇・四二五キロメートル |
| 長岡京市調子二丁目六三番一から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田一五番一まで | 前 | 二七・一〇～二七・二〇メートル | 八九・五〇～八九・五〇メートル |
| | 後 | | 〇・五六二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所